

青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務委託  
プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務委託に係わる契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務委託

(2) 業務内容

青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3. 予算額

令和3年度5,000,000円、令和4年度4,000,000円、令和5年度4,000,000円の3年総額13,000,000円を上限とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、契約金は上限額の範囲内で単年度毎に支払うこととする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 日程

(1) 公示

令和2年12月17日（木）から令和2年12月28日（月）まで

(2) 質問書提出

令和2年12月22日（火）17時まで

(3) 質疑回答

令和2年12月23日（水）正午まで

(4) 参加申込

令和2年12月28日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

令和3年 1月15日（金）午後5時まで

(6) 企画提案書の審査（プレゼンテーション）

令和3年 1月19日（火）（予定）

(7) 結果通知

令和3年 1月25日（月）（予定）

6. 参加資格

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (3) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7. 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、FAX 又は電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和2年12月22日（火）午後5時まで
- (3) 提出先 一般社団法人 しもきた TABI あしすと  
FAX：0175-23-7960  
電子メール：simokita@kasamai-shimokita.or.jp
- (4) 回答方法 令和2年12月24日（木）正午までに、FAX 又は電子メールで回答を行うこととし、競争上の地位その他正当な利害を害す

るおそれのあるものを除き、しもきた TABI あしすとホームページに掲載する。

- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

## 8. 参加申込手続

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 会社概要（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 誓約書（様式第5号）
- オ 納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。）

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

- (3) 提出期間 令和2年12月17日（木）から令和2年12月28日（月）必着（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

- (4) 提出先 〒035-8686  
青森県むつ市中央一丁目8番1号  
一般社団法人しもきた TABI あしすと

## 9. 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

## 10. 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 作業工程、業務実施体制（業務担当者の所属、職・氏名、業務経歴）
- ウ 経費見積書（予算規模額の範囲内とし、3年間の積算内訳も記載のこ

と。)

エ 企画提案者の概要及び類似業務の実績

(2) 企画提案書の内容

下記について提案すること。

業務委託仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

ア 下北地域観光における現状認識

イ 全国及び下北地域における観光マーケットの動向

ウ ガイドブック製作にかかる考え方とコンセプト

エ ガイドブックの仕様、製本、ページ数及び発行部数

オ ガイドブックの構成や掲載コンテンツ

カ デザイン案（全体の完成イメージが把握できるように配慮すること）

キ 作業工程（三年分の概要がわかるようにすること）

ク 業務実施体制

ケ 企画提案者の概要及び類似業務の実績

コ その他、ガイドブックの効果的活用法や相乗効果が期待される施策等

(3) 提出部数 A4版で10部（企画提案書等の様式は、すべて任意）

(4) 提出期限 令和3年1月15日（金）午後5時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(6) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

一般社団法人しもきたTABIあしすと

1.1. 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員が書類審査する。

ただし、企画提案書提出事業者が多数である場合には、必要に応じて、プレゼンテーション又はヒアリングを行う場合もある。

第1次審査を行う場合は参加者全員にその旨通知する。

(2) 審査項目及び配点

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	審査基準	評価点数
企画提案内容	①業務実施体制	10点

	②類似業務の実績	10点
	③業務に対する基本的な考え方、理解度	20点
	④企画提案の内容(構成・デザイン等)	30点
	⑤提案の独創性	10点
	⑥工程計画	10点
経費見積書	見積金額及び積算内訳の妥当性	10点
合計		100点

### (3) 各項目の審査基準

#### ① 業務実施体制

本業務を実施するにあたって、安定的に且つ安全に実施できる体制が見込めるかの体制について審査する。

#### ② 類似業務の実績

過去5年以内の類似業務の実績から審査する。

#### ③ 業務に対する基本的な考え方、理解度

本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方が仕様書に合致しているか、また全国及び下北地域の観光マーケットや観光動向について理解し、分析しているか審査する。

#### ④ 企画提案の内容

具体的な企画提案の内容において審査する。

- ・コンセプトやアピールポイントは的確であるか。
- ・下北地域の特徴を捉え、下北地域の魅力が表現されるような工夫が施されているか。
- ・インパクトのあるデザインやキャッチコピー等の工夫があるか。
- ・観光客目線で読みやすく使いやすい構成となっているか。
- ・下北地域への誘客及び域内周遊促進につながる魅力的な提案となっているか。

#### ⑤ 提案の独創性

多くの観光ガイドブックの中に埋もれない工夫や、相乗効果が高まるような効果的な活用法など従来にない提案となっているか。

#### ⑥ 工程計画

業務実施に支障のない的確なスケジュールとなっているか。

## 1 2. 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けた全者に対し、プロポーザル審査結果通知

書（様式第7号）により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

### 13. その他

#### (1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 事務局が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

#### (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 経費見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

#### (3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

#### (4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

#### (5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼ

す恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4. 問い合わせ先

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

一般社団法人しもきた TABI あしすと

電 話：0175-31-1270

F A X：0175-23-7960

電子メール：shimokita@kasamai-shimokita.or.jp